

平成27年度第3回埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会議事録

招集の期日	平成28年3月15日(火)		
開催の場所	あけぼのビル501会議室(さいたま市内)		
開閉の日時	開会	3月15日	午後2時00分
	閉会	3月15日	午後4時45分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事 埼玉県環境基本計画の改定について</p> <p>(1) 長期的な目標Ⅱ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり</p> <p>(2) 長期的な目標Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり</p> <p>(3) 長期的な目標Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり</p> <p>(4) その他</p> <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 9人

出席委員 8人

小口千明	埼玉大学准教授
小野雄策	元日本工業大学教授
関口和彦	埼玉大学大学院准教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
鈴木英善	公募委員
小川芳樹	東洋大学経済学部学部長
宮崎あかね	日本女子大学教授

欠席委員 1人

小堀洋美	東京都市大学教授
------	----------

第3回 埼玉県環境審議会小委員会

平成28年3月15日（火）

午後2時00分 開会

○司会（山下環境政策課主幹） お待たせをいたしました。定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いになりましたので、始めさせていただきますと存じます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以後、座らせて、進行させていただきます。

まず、開会の前に、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきますと存じます。

本日の資料につきましては、事前にお送りをさせていただいているところがございますけれども、お持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局のほうにお申し出いただきたいと思います。

まず、席上に置かせていただきました次第でございます。

続きまして、座席表です。

それから、委員名簿になります。

あと、郵送でお送りをさせていただきました資料1、それから資料2になります。

あと、次回小委員会の日程調整ということで、日程調整表も置かせていただきました。

資料、足りない方いらっしゃいますでしょうか。

○畠山委員長 すみません、資料2を置いてきてしまったようです。1はあるんですけども。

○司会（山下環境政策課主幹） よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから平成27年度第3回埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会を開会したいと存じます。

開会に当たりまして、環境部副部長の大久保から御挨拶申し上げます。

○大久保環境部副部長 埼玉県環境部、大久保でございます。

今日は第3回の埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会ということで、委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

それから、日頃皆様方には、埼玉県の環境行政だけではなく、県政全般に対しまして御理解、御協力を賜っておりますことに、改めて感謝申し上げます。

今日は、前回に引き続きまして、長期的な目標の御審査ということで、前回、1番と3番を御審議いただいたと思います。今日は、次第にもございますように、2番の循環型社会づくり、それから4番の環境保全型社会づくり、そして5番の協働社会づくりということで御審議いただければと思います。

実は今、埼玉県、2月定例会のちょうど真ただ中でございまして、予算特別委員会をやっております。今日は今、保健医療部の審査でございまして、環境部は先週11日に予算特別委員会の審査をいただきました。特徴としましては、今までは比較的議会の指摘等については、環境部を割と応援していただいているような、そんな印象を受けたんですが、最近は若干事業に対して費用対効果を問う意

見があったりですとか、それから、計画、あるいは事業について、最終的な目標数値はどうかとか、あるいはそこに至るプロセスを問うような、そんな質問、あるいは指摘が多かったという印象を受けております。

本日御審議いただきます環境基本計画につきましても、今後、成案ができた後、議会にお諮りして議論をいただくという、そういった段取りも予定されております。少しでもいい内容の計画にすることができればというふうに思っておりますので、お力添えをいただければと思います。

皆様方の専門的な知見、あるいは幅広い御経験に基づきました御指摘等々を踏まえまして、少しでもいい内容にすることができればというふうに思っております。

いずれにいたしましても、忌憚のない御意見、御指摘等をいただくことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（山下環境政策課主幹） 本日の会議は、委員9名のうち8人の御出席をいただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、審議会の議長は、規則第8条第5項により、委員長が務めることとなっておりますので、ここから先は畠山委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○畠山委員長 それでは、これより私のほうで進めさせていただきます。

初めに、この小委員会の公開についてでございますが、規則第9条によりまして、原則として会議は公開にするということになっております。これまで環境審議会は公開で開催しているところでもございますので、この小委員会も同様に公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 よろしくお願いいたします。それでは、会議の公開を認めます。

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○司会（山下環境政策課主幹） 本日の傍聴者はいらっしゃいません。

○畠山委員長 わかりました。

それでは、先に進めさせていただきます。

ただいま、副部長からの御挨拶にもありましたように、今日は審議事項がたくさんございます。時間もかかるような感じになっておりますが、もちろん大事なポイントは逃さずに御質問、御意見を御願いたいんですが、議事進行に御協力いただきたいと思います。

次に、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録の署名人をお願いしなければならぬんですが、本日は鈴木委員と宮崎委員に議事録の署名をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議題は、前回に引き続き、埼玉県環境基本計画の改定についてでございます。

本日は、長期的な目標ごとに施策展開の方向、取組などを具体的に検討してまいります。前回に引き続き、検討を進めます。

まず初めに、長期的な目標のⅡ、限りある資源を大切に作る循環型社会づくりについてということで、県から説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 環境政策課の森田でございます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

お手元の資料2の第5次基本計画の案ということになっております。2のところ、具体的には4、5、6につきまして説明をさせていただきます。

まず資料1の1ページを御覧ください。

4、廃棄物の減量化・循環利用の推進の将来像でございます。

限られた天然資源を生かし、物を有効に使って無駄にしないという意識がしっかりと根付いている。ごみを極力出さずに生活するノウハウ、仕組み、アイデアが常に提案され、それをライフスタイルに積極的に取り入れることが日常となっている。市場競争力を持つリサイクル品の開発などにより、環境産業が発展していることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。

今後の施策、(1)3Rの推進、①ごみを出さないライフスタイル、食品ロス削減、事業系ごみ削減の推進では、マイバッグ・マイボトル運動、食品ロスや事業系ごみの削減キャンペーンなどに取り組みます。

②建設廃棄物等の再資源化の推進や各種リサイクル法の円滑な実施では、分別解体の徹底による建設廃棄物等の再資源化、下水汚泥のセメント原料化などを推進していきます。

③廃棄物系バイオマスの利活用では、食品廃棄物バイオマス、木質バイオマスの利用の推進など、④循環型社会に向けた環境学習の推進では、学校教育のサポート、様々な世代への環境学習の機会の提供などに取り組みます。

⑤県の率先行動と市町村支援も推進していきます。

(2)リサイクル産業発展の促進、①リサイクル製品の認定では、硬質のビニル管など循環資源を利用し、品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を認定し、その普及を促進します。

②資源循環工場の適切な運営管理では、先端技術を持ったリサイクル産業が多く集積する彩の国資源循環工場において、各企業の円滑な事業活動への支援などを行い、リサイクルを推進します。

施策指標でございます。

継続の指標としまして、一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量を、新たな指標として産業廃棄物の最終処分量を、また継続の指標として、県や市町村が行う3R講座の受講者数とします。参考に現状値を表記してございます。

恐れ入りますが、ここで訂正がございます。申し訳ございません。3つ目の指標ですが、県や市町村が行う3R講座の受講者数、現状値が20万人となっておりますが、正しくは1万4,248人でございます。数字が誤っておりましたこと、おわび申し上げます。

続きまして、5、廃棄物の適正処理の推進、資料1の3ページでございます。

将来像は、廃棄物の不法投棄・不適正処理が見られず、高いモラルを持った廃棄物処理業者によって廃棄物が処理されることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 廃棄物の排出者及び処理業者に対する適正処理の推進、①一般廃棄物施設の適正な維持管理の指導、施設整備への支援では、立入検査による施設の適正な管理の確保、施設整備の際のごみ処理施設の効率化の促進などに取り組みます。

②産業廃棄物排出者責任の指導強化及び処理施設の適正な維持管理では、排出事業者への意識啓発、施設の適正運営、維持管理の指導などに取り組みます。

③安心・安全な県営処分場の運営、研究では、県営最終処分場である環境整備センターについて、透明性の高い運営に努めるとともに、埋立て廃棄物の安定化評価など、安心・安全な運営にする研究を推進していきます。

(2) 不法投棄対策の推進、①不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底では、監視パトロールによる不法投棄の監視、家屋解体現場への立ち入りによる不法投棄防止の指導の徹底などに取り組みます。

ページをおめくりください。4ページを御覧ください。

(3) 有害廃棄物の適正処理の推進、①PCB廃棄物の適正処理では、埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく、確実に適正な処理など、②アスベスト廃棄物の適正処理では、アスベスト対策の啓発や立入検査による適正処理の指導の徹底を推進します。

施策指標は、新たな指標として、県内の高濃度PCB廃棄物の処分率とします。

続きまして、5ページを御覧ください。

6、水循環の健全化と地盤環境の保全の将来像は、健全な水循環が形成され、洪水の防止、渇水対策が進むとともに、水質汚濁の軽減、生態系の保護等が図られている、地盤沈下発生が抑制され、地盤沈下による建物被害や浸水区域の拡大が防止されていることを目指します。

今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 健全な水循環の推進、①水の有効利用など水循環に関する取組や連携の推進では、国、市町村、事業者、県民と連携し、節水意識の普及啓発などを推進します。

②非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施に取り組むとともに、③雨水利用の推進では、雨水の雑用水の利用などに推進し、河川等への雨水の集中的な流出の抑制などを図ります。

(2) 地下水の涵養では、①雨水貯留浸透施設の整備や、②透水性アスファルト舗装による歩道整備を推進していきます。

ページをおめくりいただき、6ページを御覧ください。

(3) 地盤沈下防止対策の推進、①地下水採取規制の的確な運用では、対象となる施設の規制遵守を徹底させるとともに、②地下水採取による地盤変動及び地下水位の観測では、地盤沈下の予兆を早期に把握し、地下水位が著しく低下した場合には、大量に地下水を使用する事業者には採取を控えるよう要請していきます。

③国や隣接県と連携した地盤沈下対策の研究、検討では、他機関との地盤沈下に関する情報の共有などを進めていきます。

④河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施では、県内の市町村や工場などに水道用水や工業用水を供給し、地下水から河川表流水への転換を促進していきます。

施策指標は、継続指標として、5年間の累積沈下量4センチメートル未満の地盤観測基準点の割合、新たな指標として、1年間の地盤沈下量が2センチメートル以上の地域の面積とします。

以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

ただいま、長期的な目標の2、限りある資源を大切に作る循環型社会づくりについての説明がございました。

施策展開の方向ごとに議論を進めていきたいと思いますので、まず初めに、施策展開の方向4、廃棄物の減量化・循環利用の推進について、何か質問などがあればお願いします。

なお、県におかれましては、委員からの質問などについて、課長だけではなく適宜担当の方からお答えをいただいても結構です。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様から何か御質問等ございましたら。

○小野委員 この個別ではないんですけれども、今後の施策の取組と施策指標というのが、どうやって施策指標のほうにピックアップしているのか。施策が、例えば、今読まれた4のところの(1)(2)があって、下のほうに行くと、全部が載っているわけではなくてピックアップされていますよね。このピックアップの仕方をちょっと教えてください。

それぞれの項目、全部そうなんですけれども、一部分をピックアップしているので、そのピックアップの仕方、ちょっとそれを教えてください。

○畠山委員長 いかがでしょうか。どうぞ。

○山下環境政策課主幹 全般的なことなので、お答え申し上げます。

施策指標なんですけれども、本来はここに掲げられてあります個々の施策を代表する、その取組結果を代表し得るような指標を選定するというのが、基本的な考え方になるんですけれども、具体的取組内容について見ますと、なかなか数値化できにくい部分というのの中にはございます。

そういった関係もありますので、具体の施策の中から、なるべく数値化して経緯が見られるようなもの、そういったものについて選定して、ここでは掲げさせていただいております。

いろいろな施策展開の方向を見ますと、全てカバーしていないものであったり、数についてもばらつきがあるといった状態になっております。基本的には、ここに掲げられた指標が、この施策展開の方向を代表し得る指標だろうということで選定はしてあります。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

○小野委員 その点はよくわかるのですが、施策や取組が非常に丁寧に書いてあって、指標のほうに行くと、非常に断片的になってしまっている部分が見受けられます。施策展開をうまくスムーズに行くための取組そのものが数値化できなくてもいいような気がします。わざわざ数値化しなくても、県民の方のヒアリングでもいいと思うし、ヒアリングの中で非常に県はよくやっているよという

のであれば、ヒアリング結果を良とし、もしヒアリングが悪かったら、三角とかバツとかしても良いのではないのでしょうか。何も全てが数値にしなくてもいいような気がします。

何回か前の議論のときに、どうやって評価するかというのがありましたけれども、その辺も含めてちょっと考えていただくと、こんなことを数値化してどうするのというのが見受けられます。ちょっと言い方失礼ですけども、PCBなんかもそうですけれども、処分率というのは、PCBの処理施設ができないと処分できないですね。なかなか、処分施設がない中で努力されているのは非常によくわかるし、そういう努力結果というものもあるわけで、数値化できるもの、環境の全てが数値化できるものではないと思うので、その辺、この目標、いい目標をたくさん掲げていながら、何か末梢的な数値化に走ってしまうと、せつかくの努力が無駄になってしまうなという気はします。

○山野環境政策課長 御意見ありがとうございました。

環境基本計画、基本的には県の5か年計画の下位計画ということで、県の5か年計画の中でも、代表的な指標を数値化していくというような大きな方向性がございます。その中で、環境基本計画につきまして、このような指標の御提案ということで差し上げたところでございます。

全てのことをということはなかなか難しいんですけども、なるべく県民の方々にすぐに御理解いただけるようなところの指標を選んでまいりたいと思いますので、また個別具体的に御意見をいただければというふうに思っております。

○畠山委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○小川委員 何点かありますが、最初の点は、必ずしも今の御説明になかったことです。現状と課題の3つ目のパラグラフで産業廃棄物の排出量の2行目に「老朽化した建築物の整備」とあります。この「整備」という表現は意味がわかりにくいと思います。廃棄物が出るという話ですから、建築物を廃棄して新しいものに建て直すことを考えていると思いますが、それを「整備」と表現されると、少し違うと思います。建て直し、再建という表現か、もっと広い意味を含んでいるのであれば、それがわかるように表現したほうがよいと思います。

2点目は、2ページ目の(1)3Rの推進の③廃棄物系バイオマスの利活用で、具体的な例として食品廃棄物、それから木材と言われたと思いますが、これは建築廃材のことかどうかを確認したいと思いました。それに加えて、埼玉県も大都市部が結構ありますので、下水汚泥が対象になるか確認したいと思いました。

3点目は、ほかの箇所も同じですが、この施策の表の一番下の欄外に、「新」と書いてあって「新規」と表現されている点です。表の中でこの新規で表現される項目がずっと後ろの部分へ行くと確かに出てきますが、なかなか出てきません。これでは、逆に「新)新規」と書いてあって、新規が何もない印象を植えつけることになるので、実際に新しい項目が入ったところだけこの表現と注釈を用いたほうが良いのではないかと思います。

4点目は、この施策指標の最初に一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量と書かれている点です。確かに一般廃棄物でも最終処分量はあると思いますが、現状と課題の2番目のパラグラフでごみの排出量の1人1日当たりという表現が出てきますので、最終処分量で間違いないのか、ごみの排出量のことを言おうとしているのか確認したいと思います。ごみの排出量と最終処分量は違う概念になると

思いますので、ごみの排出量で時系列的にしっかりした数字がとれて、それなりに変化がみれるのであれば、別の観点の施策指標として入れてもいいのではないかなと思います。

○畠山委員長 以上4点、御質問がございましたけれども、いかがでしょうか。

○豊田資源循環推進課長 資源循環推進課です。

順不同になりますけれども、まず指標で、一般廃棄物1人1日当たりの最終処分量ということでございます。これは環境基本計画の指標ですけれども、環境基本計画は環境分野の計画ですが、廃棄物に関しては、廃棄物処理基本計画というものがございます。そちらでは、指標として、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量というものを掲げております。現状値で1日541グラムというのを503グラムに減らしていこうということで掲げております。基本計画は廃棄物処理基本計画の上位計画になりますが、最終的に一番大切なのは最終処分量を減らすことだろうということで、最終処分量を減らすという目標をこちらのほうには掲げております。

○小川委員 ごみを出さないライフスタイルを意識し、それで皆さんに頑張ってもらおうという点に力点を置くのであれば、むしろ最後のごみの処分場が足りる、足りないではなくて、そもそもごみを出さないようにしようとごみの排出量で意識してもらえる指標を考えたほうがいいのではないかなと思います。

○豊田資源循環推進課長 家庭系ごみの排出量は、出す側の、出すという視点しか捉えられないですが、最終処分は、出す量を減らす取組と、それから出したものをリサイクルする、再利用する、最終的に残るものが最終処分量と考えておりますので、いわゆる3Rの取組を総合的に反映できる指標ということで、最終処分量ということ掲げております。

○田中産業廃棄物指導課長 最初の1ページの産業廃棄物の「老朽化した建築物の整備など」、確かにこれは老朽化した建物の建て替えとか、そういう形で解体の廃棄物というふうに考えておりますので、この辺の文言に関しては整理させていただきたいと思います。

○豊田資源循環推進課長 廃棄物系バイオマスですが、委員御指摘のとおり、こちらには下水道汚泥についても活用するというのが、この施策の中に含まれております。木質の取組としては、間伐材とか残材というようなものの活用と、それから食品系では都市ごみのバイオマスとしての利活用といったものをここで想定しております。

○畠山委員長 もう一つありますよね。

○山下環境政策課主幹 こちらは、新規がないのに「新規」が入っているという点につきましても、今後こういった資料を作成するときには、ないときには「新規」を表示しないということで、整理したいと思います。

○畠山委員長 それでは、宮崎委員。

○宮崎委員 今の小川委員の御質疑に関係するんですけども、廃棄物系バイオマスの定義が文章中になされていないので、あったほうがわかりやすいかなと思いました。

以上です。

○豊田資源循環推進課長 資源循環推進課です。

定義については、また後ほど、用語の定義等は集約して検討する際に、廃棄物系バイオマスのほう

も解説ができるように考えていきたいと思えます。

○畠山委員長 ほかによろしいでしょうか。

滝澤委員。

○滝澤委員 最初のところの現状と課題、将来像につながる、文章のつくり方ですが、現状と課題では3つのパラグラフで、2番目に一般廃棄物で、県民としては、その上の一人一人の個人個人、または家庭での動きの部分で何らかの活動ができるかなというイメージを持って、将来像を見たときに「限られた」というふうに始まって、2つ目のところで、ごみを極力出さないという2行になっていますが、抽象的な表現で、現状と課題が企業側だったり、事業側だったり、いろいろな視点がある中で、将来像もそういうような呼応した形で、少し表現を整理していただいて、県民がどういうふうに参加できるか、要望になります。よろしくお願ひいたします。

○畠山委員長 県のほうから、ただいまの件、いかがですか。

○豊田資源循環推進課長 将来像につきまして、もう少し具体的にわかりやすくということで、表現等についてはまた少し検討していきたいと思えます。

○畠山委員長 はい、では関口委員。

○関口委員 あと1点だけ確認なんです、基本的に一般廃棄物と事業という、今、そこで将来像が分かれていくというお話があったんですが、それに関連して、教育というか学習の推進のところも結局、後ろの施策のところを見ると、環境学習の推進という、一般向けの話だと思うんです。事業者のほうに対しては、余りそういう啓発をさせるような内容が施策のところには入っていないんですが、最初の現状と課題のところには、事業者の意識啓発をしていかないと減らないというようなことが書いてあるので、もう少し事業者に対して具体的にどういう啓発をしていくのかということもあったほうが、全体としてはバランスがいいのかなというふうに感じました。

○田中産業廃棄物指導課長 産業廃棄物の関係では、事業者に対する普及啓発というのは、次の施策展開の方向5のところの廃棄物の適正処理の推進の中で、例えば不法投棄の未然防止とか、あと産業廃棄物の排出者責任の指導強化というところで、指導なり、普及啓発をしていきますので、そちらのほうに書かせていただく形になります。

○畠山委員長 それでは、引き続き、その施策展開の方向5、廃棄物の適正処理の推進の項につきまして、御質問、御意見等ございましたら。いかがでしょうか。

○小野委員 これ、5のところであっていいのか悪いのか、後ろのほうを見てもないんですけども、放射性物質の絡む廃棄物。埼玉県は余り他県ほど大きく問題にはなっていないのですけれども、指定廃棄物とか、特定廃棄物の処理については触れないんでしょうかというのが1つです。

やはり、基本計画の見直しですから、そういう意味では、放射性物質を含む廃棄物の処理、保管とか、そういうものをどうしたらいいんだという方向性は、この時期に示しておいたほうがいいのかと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○畠山委員長 これはむしろ4番のほうで出てくるんでしょうか。4の13の放射性物質対策の推進というところ。必ずしも廃棄物に限らないのかもしれませんが。その辺、いかがですか。ここで廃棄物として、ここで扱っておいたほうがいいのか。その辺いかがでしょうか。

○小野委員 4にも書いていないんですね。

○畠山委員長 項目としては放射性物質と書いてあるんですが。

では、その辺いかがでしょうか。放射性廃棄物の問題について。

○田中産業廃棄物指導課長 産業廃棄物の関係で言いますと、8,000ベクレル未満のものは今、下水処理場に、1,000ベクレル以上もあれですね、浄水場の汚泥と、それから下水処理場に放射線が含まれているものがございます。これに関しては、浄水場のほうはもう既に、もともと8,000ベクレル未満のものばかりでしたので、処分ができるようになったら、処分を受けてくれるようなところが見つかり次第、どんどん出していくということになっています。

下水のほうも、高いものについては、時間がたてば減りますので、減った段階で処分ができるところがあり次第、出していくと、そういうことになっています。

ここで、触れるか触れないかというか、こういう状態でいついつぐらいまでに処分ができる見込みですとかと、そういうことを触れたほうがいいのかということなんでしょうか。それとも、大体どのぐらいあるからということの話。

○小野委員 今、私、福島の方の委員もやっていて、かなりほかの県で処理が非常に困難になっているわけです。千葉でも茨城でもそうですけれども、処理できない。全部保管している。保管して年数を待っていればだんだん半減していきますから。

では、いつまで保管するのだとか、保管基準、維持管理基準もありますし、そういう意味ではパトロールでちゃんと県が維持管理状況を把握しなければいけないわけで、普通の日常業務なのかもしれませんが、やはり社会問題になっているわけですから、そういう廃棄物を県はどう維持管理、もしくは処分の方向に導いていくかという施策がないと、どうなんだろうと思います。関東圏というか、被曝した廃棄物を持っている県としては、埼玉県は非常に少ないんですけれども、やはりそういう意味でも、もう少し前向きにきちんと処理しますよという方向性は示しておいたほうがいいのかという気はします。

○大久保環境部副部長 放射性物質の関係ですけれども、実は前回の環境基本計画の中では、特出しと申しますか、項を別にしまして、放射性物質による環境汚染への対応ということで、今回の計画で申しますと、どちらかと言いますと、廃棄物の適正処理の項目ではなくて、後のほうになります13番、前回の流れで言いますと、施策の展開の方向の13の化学物質・放射性物質対策の推進というくくり、これと同じようなくくりの中で、前回同様位置付けてまいります。

その前回の計画の中では、広い意味で放射性物質を含有する、例えば発生土、あるいは下水、汚泥の焼却灰の保管とか、監視のくくりの中で整理しておりまして、その基本的な姿勢を踏襲して今回整理をさせていただいております。

埼玉県は指定放射性廃棄物という整理ではありませんで、下水道汚泥と放射性物質を含有する下水道汚泥等については、繰り返しになりますが、保管をきちんとした上で、その汚染状況等については監視していくというような、そんな整理をしていますので、今回も同じような考え方で位置付けております。

○小野委員 ただし、埼玉県は監視区域にはなっていますが、確かに指定廃棄物がないという状況で

すけれど、13のところにあるのは、放射性物質の対応という意味で、放射性物質の監視測定だけなんです。監視測定と指導、ないしは維持管理みたいなのを若干加えておいたほうが、前向きな姿勢としてとらえられるのではないのでしょうか。ちょっとこの後で説明があるんでしょうけれども、この辺の文章は少し変えたほうがいいのかという気はします。

○田中産業廃棄物指導課長 指導とか維持管理に関して、例えば浄水場ですと、こういうところにこういう状態で保管しておきますとかということは、維持管理計画みたいに出していただいて、それは確認をさせていただいているという実情もありますので、維持管理の指導についてもやっておりますので、その辺を加えさせていただくという形で考えていきたいと思います。

○畠山委員長 ほかに何かございますか。

○小川委員 1点だけですが、先ほど、施策指標の部分が、提示された施策の取組に比べて、だんだんしぼんでいるという御指摘に関連しています。ここの5の現状と課題の4つ目のパラグラフで、不法投棄について認知件数が平成22年度から平成26年度までの5年間で3割に減少したとありますが、それだけ効果というか、結果が出ているのであれば、例えばこの不法投棄の認知件数を施策指標に入れて、掲げてもいいのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○田中産業廃棄物指導課長 不法投棄の認知件数、確かに平成22年が百幾つあって、平成26年は32件になっているのですが、大がかりのものは確かに減ってきているんですけども、最近お電話をいただく方が、ちょっとしたことでもお電話をいただくような形になってきていまして、やはりお電話いただく現場に行くのは当然なので、行ってみると、ごみ袋1袋ぐらいとかというようなこともあります。ましてや産業廃棄物ではなかったということもままありますので、この認知件数だけで、大がかりなものは減っているんですけども、小さいものがあるので、認知件数に関しては、その時々でもしかしたら上下するかもしれないということで、この辺は指標の数字に入れるのはどうかなということで、外させていただいています。

先ほど、小野委員のほうから、PCB廃棄物の処分率を入れるのもどうかなというようにお話があったかと思うんですが、県内の高濃度のPCBの廃棄物の処分に関しましては、処分が、高濃度PCB、トランスやコンデンサに関しては処分できるところが、中間貯蔵環境安全事業、東京の江東区にある事業所が1都3県のを処分できる場所だったんですが、ようやく平成27年度から埼玉県の方が本格的に処分できるようになって、これから進んでいくということになります。それから、安定器につきましては、北海道室蘭にある事業所に埼玉県の方は行くんですが、それは平成29年度以降に順次行くということが決まりまして、今年度、正式に決まりまして、これから平成35年度末までに高濃度に関しては順次処分をしていくというふうに決めておりますので、ここにちゃんとできるような形で処分率ということを書かせていただきました。

以上でございます。

○畠山委員長 ほかにございますか。

それでは、6番の水循環の健全化と地盤環境の保全という項目について、御質問、御意見を申し上げます。

○小口委員 ちょっと確認をお伺いしたいところなんですけれども、現状と課題のところ、下から2

段目の段落で、「また、渇水年など地下水依存度が高まると地盤沈下は顕著に現れる」とありますが、これは実際、そういう測定値があるということですよ。

そうであれば、指標のところ、そのような季節ごとの数値を入れたりするのはだめなんですか。指標をもう少し細かく見ていくと、2センチ以上の地域の面積を新規に加えてくださっていますけれども、これは多分、1年間（の測定結果）ですよ。ならした値で満足できるという形で。それとも、もう少し細かく見ていくべきなのかどうか。可能性も含めての質問です。

○葛西水環境課長 地盤沈下というのは、非常に動きが緩やかですので、余り短期間で見ても大きな差異というのは、やはり1年とかそういったある程度のスパンで評価していくのが妥当だというふうに考えております。

○小口委員 ということは、データはあるけれども、そのデータは出さない、ということですね。この渇水年などのときの。

○葛西水環境課長 地盤沈下というのは、長期的に見るもので、一般的には一旦落ちたものは元に戻りませんので、だから季節でこうなるという形ではない。

○小口委員 そうであれば、文章の表現の仕方が混乱を招きますので、「渇水年などの地下水依存度が高まると地盤沈下が顕著に現れる」、ここでは下がっていますよね。渇水年のときには下がっている。

○葛西水環境課長 渇水年、そうですね。下がりますね。

ちょっと極端なんですけれども、渇水年だとかこうなるというか、ピークという形。

○畠山委員長 現状はそうであれば、特にこの表現でそれほど大きな問題はないような気がします。どの辺が問題点でしょうか。

○小口委員 ああ、いえ。まあ、いいです。

○畠山委員長 では、関口委員。

○関口委員 施策指標のところ、ちょっとお伺いしたいんですが、2つ挙げられていて、1つは基準点、点として見ていて、もう一個は平方キロとして見ているんです。ちょっと私は、ここは余り詳しくないんですが、その地点でのある点が下がるということと、そのキロ範囲で下がるということについて、ここら辺の基準というのはどうなっているのでしょうか。

例えば、この平方キロを平方メートルにせまく変えていくと、その数値が上がっていくというようなレベルの話なのか。ここを今ゼロとしていることと98.7%としていることについて、今、施策の指標を点の位置でとったり、面積でとるということについて、どういう指標の考え方が入っているかというのを詳しく御説明を願えますか。

○宮原水環境課主幹 今の御質問ですが、地盤観測基準点というのは、水準点を毎年600地点前後測定しています。その地点について、5年間の累積沈下が4センチ以上あるかないか、それが何%あるかというのを1つ指標として今まで見てきています。これは、あくまでも基準点としている点が600点ぐらいあるうちの何点はその4センチ以上沈んでいるか、沈んでいないかというところを見ていますので、ここでは点で換算しています。

一方、今回新たに入れようとしている2センチ以上の地域の面積というのは、これは今お話しした

600点をもとに、地盤沈下等量線図をつくる形で沈下面積を計算しています。これは絶対間違いないというものではないですが、おおむねこのぐらいのエリアがこのぐらい落ちているだろうというのを、その600点の点をもとに等高線を引いていますので、それが2センチ以上落ちるか落ちないかという面積をこの計算で出しています。

○関口委員 ということは、落ちている、今、点の部分から中心にそれはちゃんと広がっているという概念でよろしいですか。

○宮原水環境課主幹 そうです、はい。

○関口委員 それがどこかでわかるようになっていないと、この2つの基準の関係が、これだけを新しく出されても、ちょっとその関係がわからなかった。ある点を中心に全体としてどれぐらいの割合が、全体として落ちているかという指標であるということですが、それを明確にさせていただけるとわかりやすいと思います。

○宮原水環境課主幹 はい、わかりました。ありがとうございます。

○小野委員 今の、違いますよね。600点というのは全県で600点でしょう。帯水層というのは、洪積台地とか沖積地によって帯水層が違うので、それぞれの地勢によってマトリクスの違いで地図をつくるわけで、全部でつくってしまったら、落ち方は違ってきますよ。洪積台地にある帯水層と沖積地にある水がたまっている層とは全く落ち方が違うので、地盤沈下の仕方が違うので、それは600点を全部地図に落として全体で見るなんていうことはしませんよ。それぞれの地勢の中で見るのであって、恐らく堆積しているところは別の部分でしょうけれども、埼玉県の中を全部で見るとですか。

○宮原水環境課主幹 水準点を今、ほとんど埼玉県の東半分になってしまいますけれども……

○小野委員 洪積台地だけでしょう。

○宮原水環境課主幹 そうです。

○小野委員 でしょう。そうすると、沖積地の地盤沈下というのは最も激しいわけですが、そういうものはこちらの政策論の中に入っていないのですか。いろいろな対策に入っているわけですよ。余り地下水をとらないようにとか、雨水貯留浸透せきを設けるとか、施設を設けるとかというのがあるわけですから。地勢というか、地層によって違うわけだね。

○宮原水環境課主幹 すみません。ちょっと、その学術的なところが余り詳しくなくて恐縮なんですけれども、今、私どものほうで測定しているのは、あくまでも埼玉県でいうと、おおむね東側の、要は丘陵地とかを除いている台地、低地の部分になってきますけれども、そちらについて600地点ぐらいの水準点を毎年測定していて、そのそれぞれの水準点がどのぐらい沈下しているかというのを計測しています。

その沈下したそれぞれの点が、地層がどういう地層かということまで考えているわけではなく、それぞれ何ミリ、あるいは場合によっては何センチの単位で沈下する場合があります、それを測定して今度新たに入れようとしているのは年間2センチ沈下はしないように、地下水の採取規制を管理しましょうと。

○小野委員 埼玉県は、昭和60年か平成元年ぐらいのときに「環境管理指針」というすばらしい本を出しているんですね。その中に、地下水のマップ図も載っているわけですよ。どの地域がどうい

うな水をためる地域であるとかという地図が、その環境管理計画の中にきちんと書かれているわけですから、やはりそういうところをうまく利用して、そういうマップをきちんと出すとか、過去のものにしないで、そういういい資料を利用して、トータル的に地域を指定していく。ある一定の地域のところで、水が非常に減るとこうなるよという地図が載っていますから、そういう地図の中で、こういう地域について、こうなんだということがあったほうが、今の議論だとわかりやすいと思います。

ほかの県では見られない管理計画論がきちんと載っています。300ページか400ページぐらいの本で。それを大学の授業でずっと使っていたんですけども、すごいいい本です。埼玉県の財産だと思いますので、きちんとそういうもので指針をみられてつくられるといいのかなという気はします。

○小口委員 すみません。地元の埼玉大学からちょっと補足させていただきたいのですが。その指針というのは、多分私のところにおりました、定年されました先生方が作っていると思うんです。私のほうから本当は言わなければいけないのかもしれないのですが。

ただ、それを一般の方向けに、マップとか地図とか出しても難しいかなという気もちょっとするんですね。だから、そこを、もしそういうところに持っていくのでありましたら、私もそちらの専門でもありますし、最大限御協力したいとは思っています。

その地盤関係、とにかく国の教育の方針としても、地球科学がおろそかにされているので、マップ、地図を読めない方たちがすごく増えてきているんですよ。そこにさらに3次元化して、地下の軟構造までとなると、多分とても理解し切れないところがあると思うんです、一般の方々。そこをうまく説明していかないといけなくて、そういう問題は多分、確かにあります。

あと、すみません。ちょっとついでに1つ、確認というか質問をさせていただきたいんですが、先ほどのお話で、600点からマップをつくる、それは具体的にGISを使ってですか。GISみたいな、そういうものを使ってでしょうか。オートマチックに書いていけるような、そんな感じでしょうか。

○葛西水環境課長 測量して。

○小口委員 では、測量してフリーハンドで書くんですね。わかりました。

○葛西水環境課長 いろいろ今御指摘いただきありがとうございます。確かに見た目でもわかりづらいところはあるのかもしれませんが。ちょっとその辺は、今後も検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

○小川委員 1つだけ。

○畠山委員長 では、お願いします。

○小川委員 施策指標として最終的には地盤沈下がどうかということで確認しようというのはわかりますが、5ページ一番下の(2)地下水の涵養で、①、②の項目は、対策を施しての進捗状況を施策指標にして確認できるのではないかと思います。そういう施策指標も工夫して入れてはいかがかと思いますが、いかがですか。

○山下環境政策課主幹 こちらの地下水の涵養の取組なんですけれども、こちらは県のほうでいきますと環境部ではありませんで、県土整備を所管している部局のほうから出していただいている取組があります。

取組内容からすると、確かに数値化できそうな部分もあるかと思しますので、その辺につきましては、出していただいた取組担当課のほうともまた相談させていただきたいと思えます。

○畠山委員長 それでは、最後に長期的な目標Ⅱ、限りある資源を大切に作る循環型社会づくりについて、4、5、6の項目について何かまだ質問足りないとか、意見、もう少しこれを加えたいとかいうことがございましたら、いかがでしょうか。特にございませんか。

では、特にございませんようですので、引き続いて、長期的な目標Ⅳ、安心・安全な環境保全型社会づくりについてということで、県から説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 それでは、内容について説明をさせていただきますが、恐れ入ります。ちょっと説明の前に、資料2を御覧いただきたいと思えます。

前回御指摘がありました、具体的には施策の方向15番、災害に強い地域づくりの推進というところがございましたが、これは環境としての全体の方向性としてはちょっとおかしいと、何かハード整備のようなイメージをするということで意見がございましたので、ここにありますように、環境分野の災害への備えの推進ということで改めさせていただきましたので、まず御報告させていただきます。

恐れ入ります。今度は内容の説明に戻させていただきます。

資料の7ページを御覧ください。

11、大気環境の保全の将来像は、低公害車が普及するとともに、工場・事業場からの大気汚染物質の排出が抑制され、光化学スモッグのない澄んだきれいな青空が広がっていることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

今後の施策（1）工場・事業場に対する規制、指導、①工場・事業場に対する規制、指導では、工場・事業場に対し、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例などの規制を遵守するように指導を徹底してまいります。

（2）自動車からの排出ガス削減対策の推進、①ディーゼル車の運行規制では、県内を走行するディーゼル車の検査等を行い、排出ガスの基準を遵守させるとともに、②アイドリングストップの指導を進めます。

また、③バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和に取り組み、排出ガスの抑制を図ります。

（3）光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の対策の推進、①原因物質の排出抑制では、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）について、規制対象事業者への立入検査、取り扱い事業者の自主的な取組の推進に取り組みます。

②微小粒子状物質（PM2.5）の実態把握では、PM2.5成分分析などにより汚染実態の把握を進めるとともに、③広域的な調査及び対策の推進で、国や他の自治体と連携し、広域調査や効果的な対策の推進に努めます。

④光化学スモッグ等による健康被害の未然防止では、光化学スモッグ注意報の発令等による汚染状況の県民への周知などに取り組みます。

（4）大気汚染物質の監視測定、①大気汚染物質の監視測定では、監視測定体制の整備、国や他の自治体との連携した効果的・効率的な監視測定を実施し、その結果を迅速に県民などに提供していき

ます。

ページをおめくりいただき、8ページを御覧ください。

施策指標は、新たな指標として、微小粒子状物質の環境基準達成率といたします。

続きまして、9ページを御覧ください。

12、公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止の将来像は、公共用水域の水質が改善され、県民が安心して公共用水域を飲用・農業用水として利用できるとともに、健全な土壌環境が維持される社会を目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 工場・事業場に対する規制、指導、①工場・事業場に対する規制、指導では、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を実施し、規制の遵守を徹底するとともに、②異常水質事故対策では、事業者による未然防止対策の徹底と、水質事故発生時の汚染の拡大や被害の発生の防止に取り組みます。

(2) 土壌・地下水汚染対策の推進、①土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌・地下水汚染対策指導では、土壌汚染対策法及び県条例に基づく事業者の指導、土壌・地下水の汚染状況の把握などに取り組みます。

(3) 公共用水域や地下水の監視測定、①公共用水域や地下水の監視測定では、公共用水域、地下水の常時監視、公共用水域における類型指定の見直しなどにより、水質の向上を図ります。

ページをおめくりいただき、10ページを御覧ください。

施策指標は、継続指標として、施策展開の方向などの川の再生と保全と同じく、アユの棲める水質の河川の割合、再掲ですが、これといたします。

続きまして、11ページを御覧ください。

13、環境物質・放射性物質対策の推進の将来像は、環境物質の適正な管理により、環境リスクが低減されている、リスクコミュニケーションが広まり、県民や事業者が化学物質に関する正確な情報を共有し、相互に理解を深めている。放射性物質に関して、迅速でわかりやすい情報が発信され、県民の不安が解消されていることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 環境リスクの低減、①化学物質の排出量・取り扱い量などの把握と公表では、化学物質管理促進法や埼玉県生活環境保全条例に基づく届け出等により、排出量、取り扱い量などを把握し、その情報を公開し、事業者の自主的な管理の徹底等を促進します。

②リスクコミュニケーションの支援では、工場の化学物質の管理等に関して、住民や事業者による意見交換などを推進し、住民と事業者の間の相互理解を深めていきます。

③事業者指導と環境濃度の把握では、事業者への立入検査や工業団地周辺のモニタリング調査の実施などに取り組みます。

(2) 石綿対策の推進、①石綿の大気中への飛散防止では、建築物の解体現場への立入検査を実施するとともに、②大気中の石綿濃度の把握では、モニタリング調査により大気中の石綿濃度を把握し、県民及び事業者に石綿に関する情報を提供していきます。

(3) ダイオキシン類対策の推進、①ダイオキシン類による汚染状況の常時監視では、環境中にあるダイオキシン類の濃度の測定を行うとともに、②工場・事業場に対する規制、指導では、施設の適正管理などの指導を徹底していきます。

ページをおめくりください。12ページを御覧ください。

(4) 放射性物質への対応、①放射性物質の監視、測定では、環境中の放射性物質の定期的な測定、農産物や畜産物に含まれる放射性物質の影響調査を実施し、県民に放射性物質に関する情報提供を行っていきます。

施策指標は、継続指標としては、リスクコミュニケーションの実施数。新規の指標としては、大気1リットル当たりの総繊維の平均本数を示す環境大気中の石綿濃度の平均値、1リットル当たりの本数、その維持とします。

続きまして、13ページを御覧ください。

14、身近な生活環境の保全の将来像は、工場・事業場の公害防止体制の整備などにより発生する公害が減少し、住民から寄せられる相談件数も少なく、公害苦情や紛争の少ない身近な生活環境が保全されている社会を目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進、①環境基準等の適合状況の調査では、航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線騒音の環境基準等の適合状況を調査し、関係機関に改善対策を要望していきます。

また、②市町村職員に対する研修等の実施により、住民からの公害苦情に対する職員を支援していきます。

(2) 事業所における公害防止体制の整備促進、①工場・事業場における公害防止組織の整備では、埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者等の資格認定講習会を実施します。

②公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の実施では、公害防止組織の資質維持、向上を図り、公害の未然防止に努めていきます。

(3) 公害苦情・紛争の適正処理の推進、①公害苦情処理の適正な対応では、公害苦情相談員制度の活用などにより、県民からの公害苦情に対応するとともに、②公害紛争処理法に基づく適正な対応では、公害審査会を設置し、斡旋、調定、仲裁の手続を進めていきます。

施策指標は、継続指標として、公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加者数といたします。

続きまして、14ページを御覧ください。

15、環境分野の災害への備えの推進の将来像は、環境監視情報の防災への活用、災害廃棄物対策、再生可能エネルギーの防災時の活用等が進み、環境分野における災害時の備えが強化され、県民の安心・安全が向上している社会を目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 環境監視情報の防災への活用、①大気常時監視データの活用では、県民に風向・風速等の大気常時監視で把握しているデータを提供するとともに、②温暖化適応策等研究成果の提供では、環境科学国際センターの研究成果を提供していきます。

(2) 災害廃棄物対策、有害物質の漏えい対策等、災害に備えた環境保全の対策づくり、①災害廃棄物対策の推進では、災害廃棄物処理基本計画の策定、関係機関等との協力体制の構築、連携の強化、市町村の廃棄物処理施設の災害拠点化、耐震化を推進します。

また、②有害物質の飛散・漏えい対策の推進では、事業者の定期的な訓練の実施や対応マニュアルの強化、充実の促進などを推進していきます。

(3) 災害時にも活用可能な太陽光発電施設、蓄電池、電気自動車等の計画的な整備、①災害時に活用可能な太陽光発電施設の導入支援では、太陽光発電施設と蓄電池を同時に整備するなど、災害時の活用を想定した太陽光発電設備等の導入を促進していきます。

②設置した設備を災害時に活用する仕組みづくりでは、防災拠点等で太陽光発電施設の電力を活用する仕組みづくりなどを推進していきます。

ページをおめくりいただきまして、15ページを御覧ください。

政策指標は、新規の指標として災害対策を組み込んだ特定化学物質管理手順書提出率といたします。説明は以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました長期的な目標Ⅳ、安心・安全な環境保全型社会づくりにつきまして、施策展開の方向ごとに議論を進めていきたいと思っておりますので、まず11番、大気環境の保全について何か質問がございましたら。

では、宮崎委員。

○宮崎委員 前は、VOCの排出量もこの施策指標に入っていたかと思うんですけども、これがなくなってしまうのはなぜなのでしょう。

○水井大気環境課長 大気環境課です。

VOCの排出量につきましては、国が業界団体等に聞いて、毎年つくり上げています。その数値を指標として使用してきました。今後も国がそういう形でつくっていくものを使用するとなると2年遅れになります。そういったものよりも、実際に環境濃度でどう改善されていくのかを指標にしたほうが、直接的な成果としてわかりやすいだろうということで、今回はPM2.5の環境基準を指標にしました。

○宮崎委員 ごめんなさい。ちょっとよくわからなかったんですけども、国の出す値があるから、もう県でやる必要はないという理解でよろしいんですか。

○水井大気環境課長 いえ、そうではなくて、県では出せない数字なんです。

○宮崎委員 では、そもそも今までのここに載っているような数字というのが、県で出していたものではないということ。

○水井大気環境課長 はい。国が出したものをここに載せています。2年遅れになりますけれども使用しています。県は頑張って事業所を指導し、規制ではない部分でも事業者にできるだけ排出量が下げられないかということで、専門家のアドバイスを受けてもらったりして、自主的な取組を促しています。その結果は、国が2年遅れで集計する排出量が下がってくるというものです。

PM2.5にしる、光化学スモッグにしる、VOCというのはそれらの主な原因物質のひとつと言わ

れています。それを下げることが直接対策になるということで、これまで指標にしていました。本来の目的はPM2.5の環境濃度を下げることであり環境基準は行政が目指す環境濃度の目標ですので、これを目標として掲げたということでございます。

○宮崎委員 はい、ありがとうございます。

○畠山委員長 関口委員。

○関口委員 今のところにちょっとかかわるのかもしれないんですが、施策指標のところ、今の微小粒子、PM2.5を入れていて、光化学オキシダントは入れていないというのは、この両者の関係が非常に近いということで、VOCが原因に来るわけですが、近いからどちらか片方という考え方なのか。でも、基本的には、例えばVOCから反応が起きれば光化学オキシダントのほうは、一次排出の粒子とかは入っていないので基本的には反応の指標です。で、微小粒子の場合は一次排出は大分落ちていますが、それでも何か、この後に別の質問をしますが、そういう一次粒子との関係も含めて指標になっているとすれば、やはり両方入れるというのがいいのではないかというのが1個目の質問です。

それともう一個は、今の一次排出の部分ですが、例えばバイオマスの燃焼とかというのは、ここではやはり難しいんでしょうか。農業ともかかわることなんですが、このバイオマスに触れることができないというか、触れていない理由をちょっと御説明いただければと思います。

○水井大気環境課長 まず、光化学オキシダントのほうですけれども、光化学オキシダントも環境基準がございます。環境基準の達成率は当然公表していくものであり、出しております。

ただ、環境基本計画の次の5年間の目標として、光化学オキシダントの環境基準を達成することは難しいと判断しております。これまで環境基準ができて以来、達成したことのないものです。そのような目標を載せることは余り意味がないことと思いますので、光化学オキシダントについては、環境基準を目標とはしておりません。

今まで、候補としては注意報の発令日数とか、いろいろ候補になるんですが、大変ばらつきが大きくなります。今回のPM2.5の環境基準の達成率でも思い切って指標を再度決めなくてはいけないなというところなんです。全てをここに指標化するのではなくて、その中で、今一番注目されているものであり、この5年の中でどういうふうに変更されていくかというところを表現できるものにしたということで、御理解いただければと思います。

○関口委員 わかりました。

○水井大気環境課長 それから、バイオマスにつきましては、我々のほうも研究レベルではいろいろバイオマスが原因であることは間違いないんですけれども、どの程度の寄与とかはよく分かっていません。当然煙が出れば一時的に高くなります。ダイオキシンのときからですから、もう10年以上前から農林サイドでは、バイオマスの利活用に取り組んで、稲わらとかは燃やさないように、すき込むよふということをやってきております。

今ちょっと残っているのが、もみです。もみを燃やすという農家さんはまだ多いので、一時的に問題になりますけれども、昔に比べたらかなり一時的な要素になっているというふうなところです。その部分につきましては、今後とも農林サイドには働きかけをしていきたいというふうを考えています。

○関口委員 その働きかけの部分、特に指標に入れるとかそういう話ではなくて、現状の課題とか将

来像とか、そういうところに一切触れられていないということについては、触れない方向で県としてはいきたいということなのか。やはりお願いをしていくということがあれば、一部にはそういうことも今後、啓発をしていくとか、そういう取組があってもいいのかなという気はするんですけども、その辺はどのようにお考えなんですか。

○水井大気環境課長 私どもとしては触れたい部分もあります。

ただ、廃掃法でも条例でもそうですが、農業をやっていく上でやむを得ないというところの部分がありまして、その部分で規制に対してかなりの反発があるというのも事実です。ですから、そのことにつきましては、もう少し考えさせていただければと思います。

○畠山委員長 小川委員。

○小川委員 この部分は、いろいろな問題が一緒くたになって入っているの、具体的に考えるのが難しくなっています。1つは、何が原因で埼玉県の大気環境が悪くなっているかという点です。工場や事業所のような固定発生源が問題なのか、ディーゼル車、ガソリン車といった移動発生源が問題なのか、はたまた中国からPM2.5が飛んでくるといった埼玉県の外からやってくるものが問題なのか整理する必要があります。3番目の問題は中国だけとは限らなくて、近県からやってくる問題もあり得ると思います。

整理した問題の中で、原因が埼玉県の中で起こっていて直さなければいけないという問題であれば、具体的に対策を考えて、ここで実際に施策指標として上げている内容が、その対策を施したことで効果が出ているか確認すれば、一定の答えにたどり着くと思います。果たしてそういう関係の問題に整理できているかどうか十分に吟味した方がいいと思います。

もう1つは、自動車に関係する移動発生源の問題です。ここ20年ぐらいの時間で、燃料中の硫黄分を相当低いところへ下げて、触媒などの削減機能がちゃんとワークするようにし、自動車からの汚染物質をかなり抑える方向へ対策は相当打たれたと思います。この20年の時間で一定の効果があったと思いますが、一度これまでの対策の成果を整理して残された問題は何かを特定した上で、今後の対策を検討しないと、具体的に埼玉県で何をやって効果があり意味があるよという話にはつながりにくいように思います。少しこの点を確認したいのですが、いかがでしょうか。

○水井大気環境課長 ありがとうございます。

まず、後のほうの質問に先に答えさせていただきたいと思います。

自動車の対策、委員おっしゃるとおり硫黄酸化物を燃料中から下げたことによって、ガスとしての二酸化硫黄の濃度は大変下がりました。環境基準のレベルの何分の一というレベルにまで下がっています。

排出された硫黄酸化物は、それは硫酸塩という塩類になりますので、PM2.5の原因でもありますので、その部分でも当然寄与をしています。自動車対策は、その他の窒素酸化物対策、粒子状物質対策、全て進んでおります。

ですから、大気環境基準は11項目ほど環境基準ありますが、今残っているものは、先ほどから出ている光化学オキシダントと、新たに環境基準が平成21年に設定されましたPM2.5、この2つだけでございます。そのほかは改善したということです。

PM2.5と光化学オキシダントは大気汚染物質としてガスで出たものが、反応してできます。最後は塩類とかになって、それが雨で落ちたり、葉っぱについたり、ものにくっついて除去されるということが日々繰り返されているわけです。その中で、オキシダントにつきましては、広域な汚染の話に実際なってきます。埼玉県で出たものも夜の間に、春から夏、東京湾のほうまで行って、それが戻ってきて、戻ってきたときにちょうど昼ごろになり、気温が高く内陸で風が弱くなったときに高くなります。ですから、地理的な宿命を持っております。首都圏の平野部の真ん中という宿命があるということがございます。

PM2.5もそういう部分があるかと思われませんが、PM2.5実際には中国の移流で脚光を浴びました。関東地方においては、中国の移流よりはこの地域内から出るほうの割合が多いということが、最近の研究結果から国の報告書でも、そういうことが言われています。日々データを見ていると、広域というよりは局所的に高くなることもかなり多いものですから、西日本と違って、明らかに中国からの移流で高くなっているということは余り見られません。移流の影響はベースとしてはあるんですけども、高濃度になるときというのは結構地域内の影響はあるというふうに考えています。

発生源としては、光化学オキシダントにしてもPM2.5にしても、物を燃やすありとあらゆるものが発生源です。今まで工場・事業所に対する規制指導、それから自動車に対する規制指導もやってきていますが、今、特に自動車対策はまだ途上にあります。どんどん新しい環境対策により優れた車に入れかわっていけば、どんどん下がっていくことが期待できます。環境科学国際センターでは、平成12年9月から先駆的にPM2.5を測っていますが、その結果を見ますと4割近く下がってきております。それは、自動車対策の効果がかなり影響しているというふうに考えております。

ですから、ここではやれることは何でもやるという形で総合的に記述しています。大気中に出たものはいずれ全てPM2.5の原因になるというふうに考えておりますので、先ほどの野焼きを含めて、できるところから全部抑えていこうという形でないと、PM2.5の環境基準の達成は大変難しいものだと思っております。

以上です。

○小川委員 今の御説明の中で、少しつけ加えますと、自動車の燃料の硫黄分をきわめて低く下げる規制は、外に出る硫黄分を減らすというよりも、それを落とすことによって、NO_xを落とすための三元触媒がちゃんとワークするようにするとか、それから粒子状物質、未燃のカーボンなどをDPFフィルターでしっかり除去するために、今おっしゃった硫酸塩の目詰まりで、結局フィルターがワークしなくなる問題を、逆に硫酸塩等が出ない形にして対応するというものであったと思います。硫黄酸化物を減らすという観点よりも、別の汚染物質をより効果的に減らすために、燃料の中に硫黄分が入っていないほうが良いということで実施された対策のはずです。NO_xや浮遊粒子状物質（PM）についても、この対策でむしろ一定の削減効果が出ているはずだと思います。

○水井大気環境課長 そのとおりだと思います。

そのとおりですが、燃料中から硫黄分を減らして直接出る硫黄酸化物を削減した影響は、決して小さくはございません。これを減らしたということは、健康影響の面からいっても大変大きいと考えております。

○畠山委員長 私のほうから1点ちょっとお聞きしたいんですけども、この(3)光化学オキシダントや微小粒子状物質のところの原因物質の排出抑制というのは、余り具体的なことは書かれていないんですが、今、国の中環審なんかでも、例えばガソリンスタンドから出てくるVOCというのをどう規制するかというようなことが結構検討されているんですが、車や工場のほうの対策が進んでくると、こういう個々の事業所や何かで、非常に小さい事業所で、対策が非常に難しいところが、だんだん規制の対象にならざるを得なくなってくるような気がしているんですけども、その辺、県のほうとしていかがですか。

○水井大気環境課長 お話のとおり、ガソリンベーパーに関する対策というのは、国のほうでも28年度ぐらいには少し何か動きがあるというような話をお聞きしております。

首都圏、特に埼玉県では、条例でステージ1と言われているガソリンスタンドの地下タンクからタンクローリーへのベーパーリターンについては、もう対策が取られています。

ステージ2の話が最近また出ているんですが、これについては、これは私どもの考えでは反対です。不況業種のガソリンスタンドにこれ以上の負担をかけることは大変なことになるというふうに考えております。

我々は今、9都県市で、ORVR車といって、車に活性炭の入った大きいキャニスターというものを付けていただいて、それでベーパーを回収し、エンジンで燃料として燃やす車の導入を進めることを、国に要望しております。ORVR車にすることによりまして、給油時だけではなくて、走行時、それから駐車時にもベーパーが出ることを防げます。さらに汚染者負担の原則にもマッチし、車に乗りガソリンを使う方がペイすることになります。

変な話ですけども、ガソリンスタンドで回収してしまうと、それは誰のものかという問題もあります。ガソリンを買った消費者にとっては、戻したガソリンの蒸気は、またガソリンに戻るわけであり、それは私のものだという話も出ております。

そういう問題もあり、給油のところだけでというよりは、ちゃんときちんと個々の車で対応していただくのがいいと考えております。そうすれば、必ず入れ替わりますので、それが一番いいと考えております。

○畠山委員長 ほかに何か、御質問、御意見ございますか。

では、特になければ、次の施策展開の方向12、公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止についてということで。この項目について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

小口委員。

○小口委員 すみません。これ、10ページのほうの施策指標のほうが「アユが棲める水質の河川の割合」、これは別にいいんですけども、今後の、その前の9ページのほうで、やはりいろいろ取組が書かれていて、これだけですかという思いがちょっとあります。

例えば、番号1のところの①工場・事業場に対する規制、指導などの数などを入れてもいいのかなとも思います。数値化できる指標を増やすためということでしたら。水質のことは一生懸命やっつけらっしゃるんですけども、土壌汚染とか、ちょっと複雑な対象物になってくると、やはり難しい面があるかと思いますが、何かもう少し(定量的な指標が)あってもいいかなと思った次第です。

○葛西水環境課長 御指摘の工場への指導数。工場、数もふえていけば当然、指導数も増えていくという形で、あとは問題は、どれだけ効果を上げたかというところの、行くだけの数字を捉えてもなかなか実際問題としては、指標としてはやはりちょっと中途半端な指標かなというふうには、私自身は考えます。やはりその効果として、最終的には川がどれだけきれいになったかというところで評価していくのが一番わかりやすいのかなというふうには今は考えております。

○小口委員 実際、一昨年ぐらいにありましたよね。川に垂れ流しした事件が実際に埼玉県内で。あれは違うのでしょうか。

○葛西水環境課長 今お話しされたのは、平成24年の話。

○小口委員 そうかもしれないです。

○葛西水環境課長 ちょっとそこは、単純に工場が排水を川に流してという話ではないので、なかなか河川の規制との兼ね合いが非常に難しい物質だった、要は群馬県の産廃業者さんが原因施設だったので。

○小口委員 その辺も含めて、もう少し指導の仕方とか、学習のさせ方というのか。

○葛西水環境課長 立入検査の効果というのは上がっているというふうに思っています。実際に排水基準の超過率、確かに今、約10%程度あるんですけども、多くは学校であるとか、そういった大規模な浄化槽の維持管理が悪くて、BODが増加するといった、そういった例が結構多くございまして、いわゆる物を作ったり製造業の工場から有害物質等の違反というのは、ごく数件、1桁、片手で足りるぐらいの件数でございますので、そういった意味では、工場の立ち入りの効果というのはきちんと出ているのかなというふうに思っています。

○小口委員 わかりました。はい。

○畠山委員長 ほかにございますでしょうか。

○小野委員 文言なんですけれども、将来像のところ、2段目の「健全な土壌環境が維持された社会」とあって、健全な土壌環境というのが、よくわからない。これは下のほうを読むと、土壌汚染及び地下水汚染のない健全な土壌環境ですよ。ここのセクションで言っているのは、土壌環境って非常に広いので、ここのセクションで言っているのは、土壌汚染とか地下水汚染のないものを入れたほうが非常にわかりやすい。土壌環境といってもすごく広いんですよ。なので、その辺を、ここの場合は限定したほうがいいのかという気はします。

○葛西水環境課長 御指摘を踏まえて検討させていただきます。

○畠山委員長 関口委員。

○関口委員 施策指標の書き方なんですけれども、これは前の文章を見ればちゃんと、いわゆるBODが3ミリグラム以下であると、それがアユが棲めるんだということがわかるんですが、ほかのところは皆、施策指標の書き方は、環境基準の達成とか、幾つの数値以下とか、そちらが前に来て、アユとかそういう話は見えなくなっている。ここの部分だけは、むしろアユとか、そちら側が見えていて、その数値の部分の部分が施策指標のところには見えていない。

常にこれが前の部分の説明と後ろがセットで動いていけばいいんでしょうけれども、ここだけが何かで見たときに、非常にここが抽象的に感じるというようなこともあると思うんですが、ここだけ

書き方が違うというのは、何か理由があるのでしょうか。過去の決まりとかで。

○葛西水環境課長 非常に県民の方にわかりやすい指標というような形で、アユの棲める水質、BOD3以下というのを使っております。当然、前回の小委員会でも御指摘いただいた、環境基準の適用率というのは、それはもう河川によって皆さん違う、数値が違ってきますので、私どもとすると、もう全県おしなべて3以下を目指そうという形で、県の上位計画の5か年計画でも目指しておりますので、そういったものを勘案した中で、この指標をこういった表記で使わせていただいております。

○関口委員 何か、ほかとのバランスが悪いというか、感覚的に違うような気がするんですが、まあ、それは構わないという感じですか。

○葛西水環境課長 私どもは、自分でやっている側なのでわからないんですけども、よりわかりやすい指標ではないのかなと思っています。

○大久保環境部副部長 若干補足させていただきますと、今ちょっと触れましたけれども、5か年計画のほうでこの言い回しで使っております、実は今の上田知事の看板政策ということで「みどりと川の再生」ということでやっておりますが、そのときのメッセージということで、こんな言い方で、いろいろなところで使われていますので、そういった全体の計画、あるいは知事の施策等の流れの中で、文学的な表現ですけれども、言い表しております。括弧書きで、3ミリグラムパーリットルと、例えば入れてもいいのかもしれませんが。

○関口委員 ほかの指標とのバランスを考えれば、やはり数値が入っていたほうがいいのかないかなという気もしますが、それは県の方針があるでしょうから、それはいいんですが、全体のバランスを見ると、ちょっとは数値があったほうがバランスとしてはいいかなと思うんです。そういう気がただけです。

○葛西水環境課長 実際、これはまだ資料ですので、実際の計画でも製本化されたときには、きちんとそういった説明はさせていただきます。

○小川委員 簡単に、今の施策指標のアユの話が、一応再掲という形になっていますが、再掲でない箇所は具体的にどこに出ているのでしょうか。

○葛西水環境課長 前回御審議いただいた3の7番の川の保全と再生のところで先に出てきておりますので。

○小川委員 この位置は重要度では余り考えていなくて先に出たかどうかだけです。

○葛西水環境課長 そうです。

○小川委員 再掲でしか施策指標で出ていないとなると、何となく重要度が意識されないのではないかと、その辺を読者がどう思うか少し考えたほうがいいと思います。この施策指標で河川のほう、つまり地面の上を流れている水の汚染はみれるかもしれませんが、他方で地下水の水質改善もやはり求められていると、現状の課題ではっきり出されています。少し先ほども議論されたと思いますが、何か適切な指標で、地下水の問題も表現できるといいと思います。難しそうなのはよくわかりますが、何か工夫はできないのでしょうか。

○葛西水環境課長 そうですね。地下水汚染って、例えば原因が自然由来のものであったりとか、それから、今、実際埼玉県内で直近のデータで見ますと、硝酸性窒素の基準オーバーというのが一番非常に多くて、こちらはやはり従来からの農業施策の問題とか、そういうのもあって、なかなか実は私

どもの部局だけで対応し切れない。でも、実際問題としてはございます。

あえて、どういう形で、では指標を、例えば全部基準にしまして、地下水もなかなか一度汚染されますと、それが回復するというのは非常に困難なものですので、なかなか指標として取り上げると難しいかなと。

○畠山委員長 それでは、施策展開の方向13番、化学物質・放射性物質対策の推進という項目について、御議論をお願いします。

○宮崎委員 簡単なので、すみません。

先ほど議論した2の5ではアスベストとなっていて、こちらでは石綿というふうに使っているのですが、何かもし理由があるのだったら教えていただきたいんです。ないのであれば、統一されたほうがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○畠山委員長 ちょっとお待ちください。

どうぞ。

○水井大気環境課長 御意見のとおりだと思いますので、用語の使い方については、チェックを入れたいと思います。

○小野委員 先ほども何かあったんですけども、語句の説明みたいなのを後でつけるとかという話がありますけれども、この中で、施策指標の中でリスクコミュニケーション実施数と、これ非常に曖昧なんです。どういうことをやったら実施なのというのがあって、これは説明をつけるのか、もうちょっと具体的なリスクコミュニケーションの何をやったのかという、事業所がどういうことをやったのかという、何かここは後で説明があるのか、その辺だけです。ちょっと一般の住民の方が見たときに、リスクコミュニケーション実施数、何、となってしまうので、その辺をちょっと、言葉の説明ですけれども、それだけどこかでしていただければ。

○水井大気環境課長 委員御指摘のとおりわかりづらいと思いますので、その辺につきましては、書き込みたいと思います。実際には、事業所が周辺住民や第三者を入れて意見交換をした工場見学会を含めて、事業所が何をやっているかを説明し意見交換をしたというものをカウントしております。

○小野委員 何か基準があるのですか。年に1回やっても実施数1ですか。

○水井大気環境課長 そうです。事業所が1回やれば、それを1というふうに数えております。ただ、県が関与した、知り得た限りの数字になってしまいます。県は事業所に実施を勧めており、実際に支援もしています。ファシリテーターの派遣とか、どういうふうにするかのロールプレイング研修とか、そういったこともやって広めています。実際にやると県が知り得たもの、それをチェックして件数に上げております。

○小野委員 内容が恐らく伝わらないと思いますので、この辺ちょっと、どういうふうに書いていいかわかりませんが、県の事業で事業者を呼んで大学の授業をやったことがあるんですけども、それも1に数えるのですよね。

○水井大気環境課長 大学と連携し事業者を呼んだ場合は、事業者ごとに数えております。延べ数になりますけれども、事業者ごとの事業所数で数えております。

○小野委員 はい、わかりました。

○畠山委員長 目標とか将来像みたいに、ある程度文書で概念的に書かれる分にはまだいいんですけども、ここは指標ですから、何をやったのかということがわからないと、それは何の指標になっているのかわかりませんので、その辺、具体性をもう少し持たせていただいたほうがいいと思います。

では、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 質問なんですけれども、12ページ、施策指標のリスクコミュニケーション実施数というのは、年度の合計でしょうか。累計でしょうか。

それともう一点、よろしいでしょうか。このリスクコミュニケーション、私も、私が住んでいるさいたま市北区のある会社で参加をいたしました。大変、地元の自治会等の住民、それから市からも来ていましたし、県からもおいでになっていましたし、それから、その会社のトップというか役員とか、その環境分野の部長さんというか、そういう責任者も来て、さらに工場見学や、それから災害時の地下水の提供や、被災したときの受け入れや、そういった話までございまして、安心をしたということがございました。

大変大事なことなので、私もこれはぜひ進めていただいて、地下水や地盤やいろいろな環境汚染含めて、今この項目でやっているいろいろな部分にかかわってくる大事な点だと思いますので、ぜひ県が指導的に推進をいただければというように思います。

質問は、先ほどの累計でしょうか、単年度でしょうかということです。

○水井大気環境課長 ありがとうございます。

この数字、171事業所という数字は累計でございます。これは、現行の基本計画で200事業所を目指すという計画になってございます。28年度で200を目指すということで、26年度現在で171ということ です。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○畠山委員長 ほかにございますか。

○関口委員 施策指標の最後のところです。アスベストの平均値、1本パーリットルなんですけど、この数値の意味はどういう意味をあらわしているのかというのが、何の説明も前のところにはありませんので、それはどういう意味を持っているかということを書いてほしいのではないかと。と、これはゼロ地点ということは、1本以下の場所が一つもないということでしょうか。もう少し少ないかと思ったんですが。

○水井大気環境課長 この基準といいますか、この総繊維1本以下というのは、環境基準といったものではございません。石綿に関しては、国は判断基準を示しておりません。

○関口委員 そうですね、閾値がないということで、はい。

○水井大気環境課長 ただ、それでは自治体としては困りますので、いろいろ国に要望とかしております。

この数字は、国の検討会で、石綿があつて飛散して異常だという判断をする目安として示された報告書から採用しています。環境中の濃度で示すのが一番わかりやすいと考えています。年に1回とか2回という程度ですが、これは毎年測っていますので、そういう目安として1本以下を維持してい

たいということです。

○関口委員 そうすると、この書き方だと、1本以下が維持されているのがゼロ地点というふうに見えるんですけども。これは何か誤解されないですか。

○水井大気環境課長 そのとおりでございますね。これはおかしいですね。

○関口委員 そうですね。だから、これでいくと、1本以下、通常なら0.0何本ぐらいという記憶があるんですが、だからその低い状態が全部維持されていますよという書き方をしなければいけない。

○水井大気環境課長 そうですね。そうすると全地点ですね。

○関口委員 そうですね。だから、逆に言えば、1本以上のものはゼロ地点という書き方をしないんだったら、恐らくこれはちょっと勘違い。

○水井大気環境課長 ありがとうございます。

○関口委員 あわよくば、やはり先ほど説明をいただいたように1本パーリットルの理由をちょっと書いておいたほうが、この数値の意味というのを一般の方が読んで、ここはどうなのかというのがわかるようにしたほうがいいのかなという気はします。

○水井大気環境課長 そうですね。少し説明を加えたいと思います。

○関口委員 そうですね、漠然なものでもいいと思います。よろしくお願いします。

○畠山委員長 では。

○小口委員 関連してちょっとお伺いしたいんですけども、石綿1本を計るときというのは、空気をとってきて、それを電子顕微鏡か何かで御覧になるのですよね。

○水井大気環境課長 計り方ですね。

石綿は、フィルターに空気を通して測ります。環境中を計る場合は4時間、1分間に十リッターと決まっているんですが、それで4時間ほど吸います。そのろ紙を顕微鏡で見るという形です。全部、電顕で石綿かどうかを見るのは大変なことです。その前分析として総繊維という計り方があり、これが1本を超えると電顕で調べることになっています。総繊維で1本以下のレベルを目指そうということで考えています。

○小口委員 わかりました。

そのときに、指標名が環境大気中、この環境というのはどういう意味になるのでしょうか。これは、実際の現場では多分覆いがされていて、工事現場のことですよね。工事現場で解体すれば、それは出るのは当たり前のような気がするんですけども。

○水井大気環境課長 ここで環境大気中とつけたのは、作業現場の周りで計っているものではないということです。一般環境として、県内20カ所を今、定期的に測っておりますので、その結果で考えております。

○畠山委員長 それでは、まだ議題がたくさんございますが、施策展開の方向14番、身近な生活環境の保全に移りたいと思います。

御質問、御意見等ございますか。この項目については、特によろしいでしょうか。

それでは、後ほど最後にIV番について全般的にということでお聞きしますので、施策展開の方向15番について、環境分野の災害への備えの推進と表題が変更されましたけれども、こちらについてはい

かがでしょうか。

○小口委員 まずはタイトルとかの変更を反映してくださいまして、ありがとうございます。

それで、何点かありますけれども、まず災害廃棄物、これの定義は何かというのと、あとは取組のところ、大気データの活用は書かれてあるんですけれども、例えば、気温とか雨量とか、アメダスとかですぐとれるようなものもありますので、そういうのは入れてはいけないのでしょうか。

あとは、取組の一番最後で、御説明の中に、設置した設備を災害時に活用する仕組みづくり、例えば防災拠点か何かを活用するというをおっしゃっていたような気がするんですけれども、これは実際県内で何か所あるのかとか、私が知っているところは、結構水害に弱いところが、多分広いところがとれるからだと思うんですけれども、川島町、ああいうところ、災害といっても災害の種類ごとにちょっと考えておかないと、行く行くはまずいだろうと思うので、その辺はちょっと具体的などころがもしわかれば、お願いいたします。

○豊田資源循環推進課長 資源循環推進課でございます。

災害廃棄物の定義でございますけれども、非常災害により生じた廃棄物ということで災害廃棄物を考えております。

○堀口温暖化対策課副課長 避難所の発電設備の関係でございますが、数字については、全てを把握しているわけではないんですが、県のほうで昨年度から基金を使った補助事業をやっております。これは、避難所であるとか病院だとか福祉施設に、太陽光パネルと蓄電池をあわせて導入するといったものなんですけれども、この実績が26年度、27年度で、県有施設に15施設、市町村施設に44施設という形、それから民間施設、病院とか福祉施設に4施設導入を予定しております。

この事業は来年度まで継続をする予定でございます。

○水井大気環境課長 アメダスは気象庁のデータになります。ここでは県で持っている常時監視のデータを使えるのではないかとということで、挙げさせていただいています。

実際にゲリラ豪雨を研究されている大学の先生が、風向・風速のデータがもらえないかというお話をいただきましたので、そういったものにも対応していきたいというふうに考えております。

○畠山委員長 ちょっと待ってください。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 小野委員 書き方なんですけれども、今後の施策及び取組の(3)災害時にも活用可能な太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車等の計画的整備とあって、①のところ、災害時に活用可能な太陽光発電設備等の導入支援とありますけれども、実際に現場へ行って聞くと、災害時すぐには電気自動車が物すごく役に立っている。ここに「等」というのが書いてあるのは、タイトル全部のことを言っているんだと思うんですけれども。ここはあえて全部書いたほうがいいんじゃないかというのが提案です。

やはり、②のほうで仕組みづくりというのがありますし、どういう順番で活用して使っていくかというの、やはり研究する必要があるので、「等」で済ませないで、全部そのまま書いたほうが、今後のときに非常に役に立つのかなと。太陽光発電設備が悪いわけではないんですけれども、すぐには役に立たないので、やはり一番最初は役に立つもの、その次に役に立つもの、長期的に役に立つもの

という仕組みづくりがありますので、ここは省略せずに書かれたほうがいいのかというふうに思います。

○畠山委員長 何か県側からございますか。よろしいですか、今の。

○山野環境政策課長 そのようにいたしますので。

○畠山委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 15ページの施策の指標で、この指標名に書かれておる災害対策を組み込んだ特定化学物質管理手順書提出率について、全く意味が分からないので、どういうものか御説明をお願いいたします。

○水井大気環境課長 これは、県の生活環境保全条例の中で、一定の化学物質を取り扱っている事業者には、この管理手順書というものを提出していただくことになっております。そういう制度があります。

その中で、昨年10月1日に施行した条例に基づきます特定化学物質管理指針という指針をつくってございます。その指針に基づきまして、事業者さんに、これまで災害の起きたときにどうしますかというところの項目はありませんでした。事故という観点で、事故時にはどうするというはあったのですが、災害という観点がなかったものですから、その手順書の中で、想定される災害、自分の事業所が立っているところの地震は必ず想定してくださいということです。埼玉県は地震被害想定調査結果を公表していますので、自分のところの震度等から被害の程度を確認して、それに対する対応を考え書き込んでくださいというお願いをしています。その中で、ハードだけではなくて、災害の発生したときに、どのように職員に連絡をつけて、どのようにするのかということを決めて年1回以上訓練をして、その訓練をしたら、反省会をやって、継続的な改善につなげていただくというようなところまで含めたソフト面を含めてお願いをしております。

これを今後、順次、大きなところから小さな事業所まで約1,000近い事業所が対象になってございますので、こちらの事業所に、こういうものを考えた、盛り込んだものを出していただくということになっております。それを出していただけた率ということを指標にしようということでございます。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○畠山委員長 ほかにいかがでしょうか。

非常に簡単な1つなんですけれども、将来像の最初の行の最後のほうに「再生可能エネルギーの防災時の活用」と書いてあるんですけれども、これは災害時の活用ではないんですか。

○山下環境政策課主幹 失礼いたしました。修正させていただきます。

○畠山委員長 では、以上で長期的な目標4について、全般的に議論していただきましたけれども、何かまだこの項目で聞き足りなかったこと、意見し足りなかったこと、ございますでしょうか。よろしいですか。

では、大変申し訳ないんですが、私の司会の不手際で大分時間が延びておりまして、多分終わりの時間を30分ほどは延ばさせていただかないとならないような気がしますので、ちょっと5分かそこらトイレ休憩を入れさせていただきまして、最後のV番の項目に移りたいと思います。

ちょっと5、6分休憩させていただきます。

[休 憩]

○畠山委員長 皆さん、席にお戻りでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の項目、長期目標のV番、環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくりについてということで、県から説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 それでは、目標Vについて説明をさせていただきます。

資料1の16ページを御覧ください。

16、環境と経済発展の好循環の創出の将来像は、全ての産業で、環境に配慮した事業活動が行われ、環境・エネルギー産業などが発展し、雇用の確保や環境問題の解決に大きな役割を担っている。需要側と供給側が一体となり、環境と経済の好循環の創出に取り組んでいることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

今後の施策（1）環境ビジネスの振興、①環境ビジネスの情報提供と人材交流の推進では、セミナーを開催し、環境技術などの情報や、企業や行政の交流の場を提供します。

②中小企業の環境ビジネス支援では、県試験研究機関である産業技術総合センターでの技術相談、依頼試験の技術支援などを行います。

（2）低炭素社会をリードする産業の育成、①環境・エネルギー分野などの次世代産業の育成では、県内中小企業の次世代自動車産業への参入に向けた技術開発、販路開拓の支援などを進めます。

ページをおめくりいただき、17ページを御覧ください。

（3）廃棄物処理業から環境産業へのステージアップの促進では、①産業廃棄物業界のイメージアップと人材育成で、環境団体と連携したさまざまな事業の展開に、②産業廃棄物処理技術の高度化の推進では、処理業者や環境科学国際センターなどによる研究体制の構築に取り組みます。

③一般廃棄物処理における産業廃棄物処理施設の活用では、市町村にその活用について情報提供などを行います。

（4）環境に配慮した農業の振興、①環境保全型農業の推進では、有機農業などで栽培された特別栽培農作物の認証などに取り組みます。

②多彩な地産地消の推進では、環境に優しい地場農産物のPRと需要拡大を図ります。

（5）事業活動における自主的な環境負荷軽減活動の推進、①環境マネジメントやグリーン購入などの推進では、事業者としての県も率先的な取組の推進などに取り組みます。

施策指標は、継続の指標としまして、環境ビジネス関連セミナーの参加企業数といたします。

続きまして、18ページを御覧ください。

17、環境と共生する地域づくりの推進の将来像は、地域の資源を生かした取組や地域が一体となった取組が進むことで、地域の環境や景観が保全・創造され、環境と共生する地域が実現することを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

今後の施策（1）グリーン・ツーリズムの推進、①民間事業者と連携した情報発信では、鉄道会社等の事業者と連携し、情報を幅広く発信します。

②地域資源の再発見や都市と農山村の交流促進の支援では、市町村やNPO法人などが実施する再

発見等の取組を支援いたします。

(2) 歴史・文化的な環境及び景観の保全、①史跡・名勝・天然記念物などの指定では、歴史的建造物、植物群落などを文化財に指定し、その普及啓発などを進めます。

②地域の特性を生かした景観づくりの推進では、市町村や地域住民と協働した景観に対する意識向上などに取り組みます。

(3) 環境影響評価制度の推進では、①戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度の適正な運用に、大規模な開発事業などが環境に配慮して進むようにいたします。

(4) 地域が主体となった環境保全活動の推進、①地域の清掃活動団体の活動支援では、ボランティア清掃活動団体の活動を支援し、ごみ散乱防止の普及啓発などの促進を図ります。

②彩の国ロードサポート制度の推進では、道路の清掃、美化活動を行うボランティア団体を支援し、快適で美しい道路環境づくりの推進などに取り組みます。

③緑地や川の再生、生物多様性保全に取り組む地域団体などへの活動支援では、身近な緑、川の再生、希少動植物の保護に取り組む地域団体などに対し、専門家の派遣などの支援を行います。

ページをおめぐりいただき、19ページを御覧ください。

施策指標は、継続の指標として、地域清掃活動団体の登録数といたします。

続きまして、20ページを御覧ください。

18、連携・協働による取組の拡大の将来像は、環境の保全・創造に向け、あらゆる主体が連携・協働して取組を進めていることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

今後の施策(1) 県民、団体、企業などが連携・協働した環境保全への取組の推進、①廃棄物の適正処理やごみの削減に向けた取組の推進では、企業と連携したレジ袋の削減などに取り組みます。

②緑地保全など自然環境の保全に向けた取組の推進では、県民、市民団体などと連携した緑地の保全、県民参加による生物多様性保全活動の促進に取り組みます。

③環境学習の一層の推進では、ボランティアを住民団体の高齢化等に派遣する環境アドバイザー、ボランティアを学校に派遣する環境共有化アシスタント、企業を学校に派遣する環境学習応援隊の各制度により、ボランティアや企業と連携した環境学習を推進します。

(2) 環境の保全と創造に取り組む県民、団体、企業などの支援、①環境の保全と創造に取り組む県民、団体、企業などへの支援では、地球温暖化防止活動推進員、みどりの保全創造に取り組む県民、団体、企業などに対し、情報提供、研修会実施などの支援を進めます。

(3) 広域的な連携の推進では、①9都県市を中心とした連携の推進により、首都圏の各自治体と連携し、環境問題に効果的で効率的に対応いたします。

施策指標としては、継続の指標として、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数といたします。

続きまして、21ページを御覧ください。

19、環境を守り育てる人材育成の将来像は、さまざまな団体に学習の機会が提供され、環境に対する理解が深まっている。環境学習や環境保全活動を担う人材が育成され、学習や活動が継続して行わ

れることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

今後の施策（１）環境学習の機会の拡大、①ボランティアや企業と連携した環境学習の支援では、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊企業により、県民活動における環境学習の機会の拡大を図ります。

②子供の自主的な環境活動の支援では、こどもエコクラブの活動を支援するとともに、③環境科学国際センターにおける各種公開講座の実施で、科学的な知見に基づく各種講座を開催いたします。

④自然の博物館による学校支援、レファレンス対応の充実では、出張授業や体験学習などの学校支援などに取り組みます。

⑤自然体験などさまざまな機会における環境学習の実施では、自然学習施設での自然体験、省エネについて考えるエコライフデーなど、さまざまなきっかけを捉えて、県民が環境への理解を深められるような機会を提供します。

ページをおめくりいただきまして、22ページを御覧ください。

（２）環境学習・環境保全活動を担う人材の育成、①彩の国環境大学などの地域における環境学習の担い手の育成では、彩の国環境大学で、地域で環境学習を行う人材を育成するほか、講習を通じてエコドライブの知識を身につけた方をエコドライブアドバイザーとして認定する制度の推進などに取り組みます。

②環境保全活動の担い手の育成では、講習会などによる野生鳥獣を保護、管理する人材の育成、子供向けの川に親しむ体験イベントによる川の再生に取り組む人材の育成に取り組みます。

③学校における環境教育の推進では、教員を対象にした研修会などを実施します。

施策指標は、新規の指標として、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数、継続の指標として、環境科学国際センターの利用者数及びエコドライブアドバイザーの認定者数といたします。

続きまして、23ページを御覧ください。

20、環境科学・技術の進歩と国際協力の推進の将来像は、研究が大きく進展し、その成果が県民、企業などに提供され、環境問題の解決に向けた取組が進んでいる。環境に関する技術に関し、海外との研究及び人的交流が積極的に展開されることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

今後の施策（１）環境情報の収集及び提供、①試験研究及び地質地盤情報などの環境情報の発信では、環境や試験研究などの各種情報や情報データベースをホームページやマスメディアを活用して発信します。

②自然史標本の収集及び登録と生物多様性標本情報データベースの情報提供及び公開では、自然の博物館で植物標本などの自然史系資料の収集、登録を進め、その情報の公開に努めます。

（２）産官学の交流及び連携した協働研究の推進、①大学、企業、国立研究開発法人、県の試験研究機関などと連携した共同研究では、各種機関との共同研究を推進し、環境汚染の仕組みの解明などに取り組みます。

(3) 環境科学の振興、①研究評価制度の適正な運用では、全ての研究事業を評価し、研究の質の向上を図るとともに、②競争的外部資金を獲得した研究資源の充実では、外部資金の獲得による研究基盤となる資金の確保に努めます。

(4) 海外の研究機関との共同研究、人的交流の推進では、①海外研究機関と協力した調査試験分析や研究発表などの実施により、越境環境汚染問題の解明、先進的な研究機関への職員派遣による人材育成などに取り組みます。

(5) 環境技術の提供による国際貢献では、①海外からの研修員の受け入れによる海外の人材育成を、②海外研究機関と共同した環境技術に関する技術支援を進めます。

③海外における環境技術研修の実施では、環境保全技術を習得するセミナーなどを海外で実施し、実務的な技術の普及を図ります。

ページをおめくりいただき、24ページを御覧ください。

施策指標は、継続の指標として、環境科学国際センターの共同研究数及び同センターの研究発表数、新規の指標として、環境分野における海外との交流者数といたします。

説明は以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

それでは、施策展開の方向ごとに議論を進めていきたいと思っておりますので、まずは施策展開の方向16、環境と経済発展の好循環の創出についてという項目で、御質問、御意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 17ページのところの(4)環境に配慮した農業の振興の①で、環境保全型農業で、有機物であるという御説明と、地産地消ということをお口頭で補足いただきましたが、実際の数字として、慣行栽培である農業と、有機畑である土壌を守るという部分に関しては、現在の農業のいろいろな農薬等々の取組、土壌に残らない等々、農業の方からも聞くことがあります。私どもの生協の組合員の集まりでも、そういう部分に関しては、慣行栽培であるものとの差異を余りこの頃聞かないものから、細かいことですが、その点に関しては、実際的な数字によって、明確にそちらがよいというようなことで今後も続けるのか。お聞きできたらと思いました。

○山下環境政策課主幹 こちらの環境保全型農業の推進なんですけれども、こちらの取組につきましては、県の農林部のほうから提案をいただいている取組なんですけれども、一応、ここでの取組としてイメージしていただいたのは、有機農業だとか、あるいは化学合成農薬、化学肥料を削減して生産を行う特別栽培などの環境保全型農業を推進するというのを念頭に置いておまして、それらを推進するために、それらを取り扱っている飲食店等を特別栽培農産物利用店に指定して、需要拡大を図ると同時に、環境についてもやさしい保全型農業を推進しようという取組でございます。

今、委員御指摘の農薬等についても、余り環境に影響がない農薬等についても出てきているというお話も今ございましたけれども、その辺につきましては、農林担当課のほうにもお話をさせていただきまして、この取組について今後どうするかについて、また農林サイドと調整させていただきたいと思っております。

提案の趣旨は、今御説明した内容で、考えているところでございます。

○滝澤委員 わかりました。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、施策展開の方向17番、環境と共生する地域づくりの推進の項目に移りたいと思いますが、御質問、御意見等ございますでしょうか。

私から1つ、(3)の取組のほうの戦略的環境影響評価制度というのと、その後ろに書いてある環境影響評価制度というのは、ちょっと私、不勉強で知らないんですけども、どういう違いがあるんでしょう。

○森田環境政策課副課長 御説明します。

詳しくは計画の中に盛り込みたいとは思っているんですが、戦略的環境影響評価制度というのは、計画段階のより初期の段階で行う環境影響評価制度の1つでございまして、埼玉県は独自にそういった制度を要綱で、県の公共事業等を主に対象としてやっているものでございまして、埼玉県独自の取組で、制度としては基本的には同じものでございます。計画の策定段階でやる、実施の時期が違うと。県の公共事業の場合2回やるようになっております。

○畠山委員長 わかりました。

ほかに。

では、小口委員、どうぞ。

○小口委員 ちょっとこのところで、多様な自然環境を保全するとともに資源として生かすという、そういう文章もありますけれども、秩父のあたりでは、例えばジオパークの活動などが多分なされていると思うんですね。今、全国的にもジオパーク活動って結構推進されていて、埼玉県は秩父市のほうで多分立ち上がっていると思います。それがうまくいっているところは、地元を巻き込んで、すごく経済も含めてうまくいっているんです。

それともちょっと関連して、取組のところの(2)歴史・文化的環境及び景観の保全、文化的な景観以外に自然景観の保全、自然をもう少し入れてもいいのではないかなと思います。

そういう活動にすごく明るい方も、多分増えてきつつあると思いますので、そのような方々も取り込んではいかがかなと思うのですが。1つ、ちょっとコメントです。

○森田環境政策課副課長 ジオパークについては、正確な情報はつかんでいないので申しわけないんですが、そういう話があったのは記憶にあるんですが、どのぐらい進んでいるかについては把握しておりませんので、後で調べさせていただきます。

御提案のあったことについては、計画の段階で少し修正をして対応したいと思います。

○畠山委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 具体的な施策指標が地域清掃活動団体の登録数で、どちらかというと(4)にかかわったものとなっていますが、(1)から(3)の施策指標ができればあるとよいと思います。(1)、(2)は難しそうですが、先ほど御説明があった(3)環境影響評価制度は、埼玉県で制度として活

用している件数などで、それなりの実績数が出ているのであれば、施策指標に入れてもいいのではないかとおもいます。いかがでしょうか。

○森田環境政策課副課長 環境影響評価につきましては、事業者がやるものですので、事業者がその事業を実施するに当たってどのような地域に影響があるかというものと、そういったものを予測し、その対策をするものですので、公共事業、例えば廃棄物施設だとか道路だとか、対象にはなるんですが、その年によって件数にばらつきがありまして、あるいは予定をしていますが、例えば予算との関係で後ろにずれたり、件数としては把握しづらい案件でございます。

○畠山委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、18番、連携・協働による取組の拡大という項目に移りたいと思います。この項目について御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

この(1)の①の廃棄物の適正処理といったところは、リサイクルのところと非常に強く結びついていると思うんですけども、さっきリサイクルのところでは大分意見がたくさん出たので、私、余り申し上げなかったんですけども、私自身が、リサイクルというのは、一般的にリサイクルというところまで行かないと、リサイクルというのは回らないと思うんです。ごみになるようなものを出して、それを製品化して、また使ってもらおうというところまで行かないと、リサイクルという言葉は成り立っていないので、そういう意味では、ただごみ集めだけに執心するのではなくて、リサイクルで生産されたものをどれだけ一般の市民が使えるか、使ってもらおうようにするかということが非常に重要だと思うんです。

だから、リサイクル製品が余り高いと、やはりみんなリサイクルではない普通の品物を買って、それで済ませてしまっ、ごみだけ出すという、そういう形になってしまうので、ぜひリサイクル製品を有効に使ってもらおうというところまで、リサイクルを進めるのであれば目を配っていただきたいというふうに思っているところです。

○関口委員 すみません。すごく細かいところで恐縮なんですけれども、今後の施策及び取組のところの(3)で、(1)(2)に関しては取組がかなり具体的に、こういうものに対してこう組んでやっていきますよという書き方になっているんですけども、(3)だけは広域的な連携と書いて、9都府県で組みますということしか書いていないので、何かここはもう少し、例えば環境保全でもいいんですが、少し具体的に、こういうことに向けて9都府県で組んでいきますよという書き方をしたほうが全体の整合性が合うかなという、細かいところなんです。ちょっと確認ということなんです。

○山下環境政策課主幹 御指摘の点につきまして、もう少し具体的にわかるように記述のほうは改めたいと思います。ありがとうございます。

○畠山委員長 ほかに、18番について何か。よろしいでしょうか。

それでは、施策展開の方向、19番、環境を守り育てる人材育成の項目につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

小野委員。

○小野委員 現状と課題の中では、幾つ目かな、下のほうで、高齢化が進んでいる云々というのはありますよね。高齢化社会に向けた人材の活用というのが、これ全部に入っているんでしょうけれども、ちょっと目立たないというのがあって、私、生きがい大学でも教えているんですけども、やはりその辺、かなり人数が増えてきているし、昔は女性ばかりだったのが、今は男性ばかりになっているとか、いろいろありまして、やはりその辺の高齢化社会に向けた人材育成がちょっとわかるような、恐らくこの中に潜っているんだろうと思うんですけども、いろいろなところに。もう少し目立ってもいいのかなという気はします。

○森田環境政策課副課長 今、委員御指摘のとおりでございまして、例えば、22ページのほうの彩の国環境大学の受講者ですとか、保全活動の担い手にも積極的に参加いただいたり、あるいは環境アドバイザーというところも、現職のときに環境技術対策なんかの企業で、そういった技術を持っていた方がアドバイザーで登録をさせていただいておりますので、そういった部分はちょっと計画の中では明確に書き込みたいと考えてございます。

○関口委員 すみません。最後の施策指標のところの環境科学国際センターの利用者数なんですけど、これはどういう利用者を、展示館の部分なのか、例えば研究交流的なところとか講演で呼んだ人とか、その辺はどういうふうな形で利用者数というのを数えているかというのを具体的に。もし環境学習で行くのであれば展示館の利用者数とか、ちょっと具体的にしないと、12年度からの累計とかもありますし、どういうものかというのは少し具体性を出したほうがいいのかなという気がします。その辺はいかがですか。

○山下環境政策課主幹 ありがとうございます。

こちらの利用者数なんですけれども、これは展示館のほうの入館者数をとって、現行計画も同じになっております。

○関口委員 そこは展示館と書かなくてもよろしいんですか。

○山下環境政策課主幹 実際の計画のときには、わかりやすく表記させていただきたいと思います。

○関口委員 ああ、そうですか。わかりました。

○畠山委員長 ほかに。

小川委員。

○小川委員 施策指標の最後に、エコドライブアドバイザーの認定者数というのが具体的に上がっていますが、エコドライブアドバイザーへの言及が、取組や現状の課題では必ずしも明示的になされていません。施策指標で突然出てくる状態になってはいますが、もう少し上のほうで説明があって、施策指標につながったほうがいいと思います。

○山下環境政策課主幹 こちらの取組なんですけれども、項目の取組でいきますと、本当に項目名だけになってしまっていて、ちょっとわかりにくくて恐縮なんですけれども、今後実際に文章化するときには、これらの中身に関係する、例えば御指摘のエコドライブアドバイザーだとか、ほかにも環境アドバイザーといったいろいろな関係する取組がございまして。文章化する中で、それらについての取組も記述するようにしたいと思います。

○畠山委員長 言葉の説明の中ではちょっと入っていましたけれどもね。

ほかに何かございますか。

小口委員。

○小口委員 もしかすると、どこかで過去に説明いただいているのかもしれませんが、すみません。環境アドバイザー、それから環境教育アシスタント、環境学習応援隊、そのような取組は、普通の学校教育のほうにも行って、やっていたらいいんですか。それとも学校以外のところのみを対象にしたものなのでしょうか。

○森田環境政策課副課長 本文ではないんですが、説明させていただきますと、環境アドバイザーというものは、基本的には学校でも成人でも企業でもお使いいただけるような制度でございまして、環境教育アシスタントというのは、教育というところがついているので、基本的には教育現場、ですから小学校ですとか中学校等に派遣する制度でございまして。

応援隊というの、県内企業が学校に出向いていただきまして、実験をしたり、逆に子供たちを受け入れて施設見学などをする企業を登録いただいている制度でございまして。これについても、計画の本文の中ではきちんと記載させていただきたいと思います。

○畠山委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後の20番、環境科学・技術の振興と国際協力の推進という項目について、御質問、御意見等をお願いします。

では、小野委員、どうぞ。

○小野委員 これは、私事なんですけれども、昨年、岡山市に廃棄物の研修で講演に行ったんですけれども、埼玉県がかなりの技術提供をしているということを現場の職員が言っていて、そういう県が数県あります。いろいろな講演に行ったときに、それは、この施策のところでは、海外とありますけれども、国内も相当かなりいろいろな技術提供をされていますので、その辺もきちんと、どうも海外ばかり目が行くと、環境ビジネスがらみ云々という話になってしまいますけれども、国内への技術提供も相当ありますので、その辺もちょっと触れられたほうがいいのかと思います。いろいろな県とか市町村に行って言われることは、埼玉県のいろいろな技術を使っていますということをよく言われます。

○森田環境政策課副課長 計画素案の段階ではぜひ入れさせていただきたいと思います。

○畠山委員長 ほかに。

関口委員。

○関口委員 現状と課題の説明の中で、環境科学国際センターや自然の博物館とありますけれども、この自然の博物館というのは事業の名ですか。これは何かこういう施設があるのでしょうか。

○森田環境政策課副課長 教育局が所管しておりますが、長瀨にあります。

○関口委員 1つのそういう施設として存在するわけですね。

○森田環境政策課副課長 はい。

○関口委員 そうですか。わかりました。基本計画の後ろにも、連絡先も何も書いていなかったものですから、どういう扱いなのかと思ひまして。

○山野環境政策課長 長瀨町のところ。

○関口委員 そうですか。では、一回行ってみます。はい、わかりました。

○畠山委員長 ほかにいかがでしょうか。

3番の環境科学の振興のところなんですけれども、取組として挙げられているのは、研究評価と、それから競争的外部資金で、埼玉県として研究活動等に助成というか資金を投入するというのは、そういう目標はないんでしょうか。

○山野環境政策課長 環境科学国際センター、これは県の機関でございますので、そこにやるのは予算活動ということになりますので、それはあえてここには書かせてはいただいております。

○畠山委員長 ほかにいかがですか。

では、鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 要望です。当県の環境に関する人材育成等は大変進んでいるというふうに伺っておりますが、他県と比べたり、当県の取組が非常に前向きであるという部分を、この文章の中にもし入れられれば、入れていただければと思います。

○山下環境政策課主幹 ありがとうございます。具体化する中で、センターについての、現在取り組んでいる内容について、わかりやすく記載していきたいと思っております。

○関口委員 最後の施策指標のところ、ちょっと入れられるかどうかかわからないんですが、さっき国内向けにも非常にいろいろなことをやられているという話があったんですが、その環境センターの使命は、もちろん研究、それから研究発表、それから海外との交流というのはそうなんですが、例えば国内向けにこれだけの講演をやったよとか、国内でこういう、いろいろな苦情とかそういうものに対してこれだけ対応したよとか、そんなようなものを入れるようなことはできないんですか。それが入ってくると、非常に国内に対して、県に対して、非常にセンターは頑張っているよというのが見えるようになると思うんですが、これが多分、非常に独立して研究を頑張っているよというふうには見えるんですが、県民とか国に対して国内で頑張っているよというのが非常に見づらいような形になっているような気がするんですが、その辺は何か変更できると思いませんかと思うんですが、いかがですか。

○森田環境政策課副課長 基本的には、5年間の中での目標という数値化となりますと、なかなか難しい部分もあるのかなと思っておりますが、検討はさせていただきます。

○関口委員 一応累計でやっているもので、何かこういうもので累計的にやってきたものがあればそれを示すのも、ひとつ手かなとは思いますが。

○森田環境政策課副課長 はい、それも含めて。

○畠山委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、長期的な目標V全体として、何かまだ言い残したこととか聞き残したことがございましたら、お願いします。

滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 長期的な目標Vというより、全体的な施策指標で希望です。委員の先生方また県の職員のお答えを含めて、なぜその指標で今後、目標5年間決めていくかということ、ここにいて聞かせていただいている程度ですが納得したり、理解の一助になります。

今後、具体化していく文章の中では、補足もあるということですが、その現状と課題、将来像から導き出した中で、その施策指標を置いていく意義なり、その指標がどんなふう to 効果的なことなり、寄与していくなりというようなことをどういうふう to 持っておられるかということが、文章にすると大変なことになるとは思いますが、あると大変助かるということ、ちょっと今日の各論のお話の中で感じたので、抽象的な希望になりますが、よろしく願いいたします。

○森田環境政策課副課長 それにつきましては、現行計画の中にも参考資料で出ておりますが、考え方については、同様に掲載させていただく予定でございます。

○滝澤委員 申しわけありません。では、よろしく願いいたします。

○畠山委員長 ほかに、特に全体としてお気づきの点、疑問な点等ございましたら伺いますが、よろしいでしょうか。

では、大分時間も過ぎましたので、この辺で閉めたいと思います。

予定しておりました議題はこれで終了いたしましたので、本日もちょっと時間をオーバーしましたけれども、活発に御議論をいただきまして、ありがとうございました。

県におかれましては、本日の委員からの御意見等を踏まえて、策定作業を進めていただければと思います。

議題のその他ですが、事務局から何かございますか。

○山下環境政策課主幹 その他につきましては、特にございません。

○大久保環境部副部長 ちょっと全体のお話を受けてなんですけれども、長時間にわたりましてありがとうございました。いろいろな点、御指摘いただきまして、ありがとうございます。

それで、特に悩ましいところが、政策指標の部分でございます。今、わかりづらいというお話もあり、あるいはその指標の持つ意味合いがちょっと不明確だとか、あるいは地盤沈下の点と面の関係がよくわからないですとか、その辺につきましては、わかりやすい形で参考資料になるのか、あるいはこの指標のすぐ下あたりに備考で説明をするのか、ちょっと検討はさせていただきまして、できるだけわかりやすい形に表記できるように努めていきたいと思っております。

あと、個別に、例えばライフスタイルとの関係で、1日当たりのごみの排出量のほうがよろしいのではないとか、あるいは廃棄物の不法投棄の認知件数を入れるべきですとか、工場・事業場に対する規制、指導件数ですとか、そういった御指摘がございまして、政策指標とする以上は、事業の効果をできるだけ掲げたいというのがありますので、何をやったかというよりも、効果がやはり問われるところですので、その辺につきまして再度また持ち帰りまして、よく精査をして、政策指標については磨きをかけていきたいと思っておりますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

○山下環境政策課主幹 本日いただいた御意見につきましては、前回、第2回小委員会でもいただきました御意見ともあわせまして、5月以降開催予定の委員会において提出させていただきます計画素案の中で反映させていただきたいと存じます。

○畠山委員長 それでは、これで本日の審議会の議題は全て終了としました。

最後に、委員の皆様から何かご発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、これで平成27年度第3回環境審議会環境基本計画小委員会を閉じたいと思います。本日はどうも御協力ありがとうございました。

○山下環境政策課主幹 ありがとうございました。

なお、次回の小委員会の日程でございますが、配布してございます日程調整表に御記入のうえ、3月22日（火）までにFAX又はEメールで御回答していただき、調整させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第3回環境基本計画小委員会を閉会させていただきます。

おつかれさまでございました。

午後4時45分閉会